

平成24年度開設予定大学院等一覧（判定を「不可」とするもの）

1 研究科を設置するもの 1校

平成23年12月

区分	大 学 院 名	研 究 科 名	専 攻 名	入 学 定 員	位 置	設 置 者	理 由	備 考
私立	東京福祉大学大学院	経営学研究科	経営学専攻 (M) 経営学専攻 (M) (通信教育課程)	10 30 人	群馬県伊勢崎市	学校法人 茶屋四郎次郎記念学園	(別紙のとおり)	

**「不可」とする理由 [(学)茶屋四郎次郎記念学園(東京福祉大学)]**

大学等を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可及び文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合等に係る寄附行為の変更の認可について、審査を実施するために定めた「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成 19 年文部科学省告示第 41 号）」に基づき、「不可」とする。

当法人の学部設置等に係る寄附行為変更の認可の審査の過程において判明した以下の問題点及び当法人の対応を総合的に判断した結果、当該申請は、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」第二の三で準用する第一の三の(九)及び第二の四の(六)で定める学校法人の管理運営に関する要件を満たすものとは認められない。

**1- (1)**

平成 20 年 1 月に当時の理事長・学長(以下、「元理事長」という))が複数の刑事事件を引き起こした後の平成 20 年 6 月、本法人は理事長名で所轄庁である文部科学大臣に対して、元理事長に権限が集中していたことが事件の背景にあるとして、元理事長について「理事長・理事及び学長・教授等として復帰することを認めない」と報告し、法人のホームページには「本学の経営や教育に関与することはない」と掲載していた。

しかしながら、平成 22 年 7 月から、本法人は元理事長を事務総長として雇用し、法人運営に関与させていた。

**1- (2)**

本法人は、平成 22 年 9 月末で元理事長の雇用を解消した後の同年 10 月には、改めて、理事長名で文部科学大臣に対し、元理事長について「現在、経営や教育に関与しておらず、今後も一切関与させない」と報告し、法人のホームページにも同趣旨の内容を掲載した。

しかしながら、本法人は、同年 10 月から、元理事長の教育コンサルティング能力を評価した上で、法人及び大学の運営上の不明点や元理事長からの事務的引き継ぎが不十分な点等があり、これらの点について元理事長に確認したいとして、元理事長が社員として在籍する会社(社員数 3 人)(以下、「コンサルタント会社」という)にコンサルタント業務を委託し、社員である元理事長から、学生募集等に関するコンサルティングを受けていた。

## 2-(1)

平成 22 年 8 月から、元理事長の退職(平成 22 年 9 月末)後の平成 23 年 4 月までの間、元理事長が法人名義のクレジットカードを利用(総額約 282 万円)しており、そのうち、本法人退職後に利用していた分は約 244 万円であった。また、利用総額約 282 万円のうち、目的外利用は、退職後の利用分(約 244 万円)及び在職時利用の約 33 万円の合計約 277 万円であった。

目的外利用(約 277 万円)のうち、平成 23 年 3 月までに本法人がカード会社に支払った分(約 203 万円)は、平成 23 年 3 月末日に元理事長から本法人に返還されているが、平成 23 年 4 月以降に本法人がカード会社に支払った分(約 74 万円)は、文部科学省がその事実を確認する 12 月 6 日まで返還されていなかった(12 月 7 日に元理事長から本法人に返還)。

## 2-(2)

平成 22 年 10 月から、本法人は、学生募集等に関する業務をコンサルタント会社に委託したが、委託後、約半年間、コンサルタント会社と契約書を締結しておらず、平成 23 年 3 月に平成 22 年 10 月に遡って作成していた。

平成 23 年 3 月に契約書を締結するまでの間、コンサルタント会社名義の口座があるにも関わらず、本法人は、コンサルタント会社からの請求通りに、元理事長の個人口座に総額約 1,941 万円を支払っていた。(平成 23 年 3 月末日に元理事長より当法人に全額(約 1,941 万円)返還済み)

## 2-(3)

平成 23 年 3 月に大学のキャンパスのレイアウトコンサルティング料(40 万円)を業者に支払う際に、本法人の支出対象外である前理事長の個人宅分(20 万円)や関連学校法人分(60 万円)についても、業者の請求通りに、まとめて支払っていた。(平成 23 年 11 月に前理事長及び関連学校法人から本法人に入金済み)

3 平成 23 年 10 月 20 日付の学校法人分科会長の意見(「元理事長が学校法人や設置校の運営にいかなる関与もしないことを実質的に担保する具体策を検討し、明確に説明すること。」などを求める通知)に対して本法人が講じた措置は、時間的な制約などを理由に以下の内容となっており、元理事長の本法人に対する影響力の排除に関する実効性が担保されているか疑義がある。

- ①理事について、平成 23 年 11 月に理事長を含む 9 名中 6 名を変更したが、新任の理事長及び理事全員を学内関係者から選任している。
- ②監事について、平成 23 年 11 月に 2 名中 2 名を変更した。うち 1 名は弁護士会の推薦を得たとしている。(但し、文書による推薦・回答など事実関係は確認できない。)また、1 名は本法人の元職員の紹介によるもの。
- ③評議員の変更はない。なお、評議員 28 名のうち 23 名は、学内関係者である。
- ④元理事長の関与について調査・検証を行った「法人の管理運営に関する外部評価委員会」を、平成 23 年 11 月の役員変更時に廃止している。

上記1, 2のように、本件の審査の過程を通じて、文部科学省への報告や社会への説明に反して元理事長を法人運営に関与させてきていることや、本設置認可申請後に及んで学校法人として不適切な管理運営が行われていたことが確認された。

なお、本件については、その審査の過程において、本法人から不明な点等を確認するため、追加で説明を求めるにつれ、新たな管理運営上の問題点が、順次拡大し、かつ重大性が明らかになるという経緯をたどった。

このような状況下において、本法人は、上記3のとおりの対応を講じているが、今回の経緯に鑑みれば、元理事長が学校法人や設置校の運営にいかなる関与もしないことが実質的に担保され、「学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること」、「学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと」と判断することはできない。

以上の点を総合的に判断した結果、当該申請は、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」第二の三で準用する第一の三の(九)及び第二の四の(六)で定める学校法人の管理運営に関する要件を満たすものとは認められない。

## ○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（抄） （平成十九年文部科学省告示第四十一号）

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の規定に基づく審査を実施するため、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十五年文部科学省告示第四十一号）の全部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

- 第一 学校法人の寄附行為を認可する場合  
大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）を設置する学校法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準によって審査する。
- 三 役員等について
- (一) 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められ、かつ、学校法人の理事及び監事としてふさわしい社会的信望を有する者であること。
  - (二) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を四以上兼ねていない者であること。
  - (三) 理事長は、他の学校法人の理事長を二以上兼ねていない者であること。
  - (四) 役員の構成は、教授会等の意向が適切に反映されるよう配慮されていること。
  - (五) 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
  - (六) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。
  - (七) 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、役員の配偶者又は親族等に偏っていないこと。
  - (八) 学校法人の事務を処理するため、設置する大学等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていること。
  - (九) 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他大学等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。
- 第二 文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合  
文部科学大臣の所轄に属する学校法人が大学等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の基準によって審査する。
- 三 役員等について  
役員等については、第一の三の規定を準用すること。
- 四 既設校等について
- (六) 学校紛争その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。この場合において、既設の学校等の管理運営の状況に関し、次に掲げる事項に留意する。
    - ア 法令の規定、当該規定による処分及び寄附行為に基づく登記、届出、報告等の適正な実施
    - イ 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
    - ウ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払を含む。）又はその徴収する掛金若しくは公租公課の支払の状況